



平成 30 年 10 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社ANAP
代表者名 代表取締役社長 家高 利康
(J A S D A Q ・ コード番号 3189)
問合せ先 執行役員 経営企画部長 大矢 正幸
(TEL . 03 - 5772 - 2717)

定款一部変更及び剰余金の配当に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更及び平成 30 年 8 月 31 日を基準日とする剰余金の配当を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は平成 30 年 11 月 29 日開催予定の第 27 回定時株主総会に上程する予定であります。

記

1. 定款一部変更について

(1) 定款変更の目的

①平成 30 年 8 月期第 3 四半期より、株式会社 A T L A B を連結子会社化したことに伴い、子会社が営んでいる事業内容に合わせ、当社定款第 2 条に子会社の当該事業目的の追加を行うものであります。

②補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするため、当社定款第 29 条の第 3 項及び第 4 項を新設するとともに、第 30 条の第 2 項を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりとなります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (13) (条文省略) (新設)	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (13) (現行どおり) <u>(14) 人工知能に関する各種プログラム技術の研究、企画・開発、販売・保守・貸借・輸出入。</u> <u>(15) 人工知能の各種技術を応用したシステムの開発及び販売。</u>

<p style="text-align: center;">(14) 上記各号に附帯する一切の 事業。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 4em;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(16) 電子技術を利用したゲームの 企画、設計、開発、運用及び提供並 びにデジタルコンテンツの企画・販 売。</p> <p style="text-align: center;">(17) コンピュータシステム及びそ の関連システムの企画・開発・販売・ 運用・保守並びにコンサルティング 業務。</p> <p style="text-align: center;">(18) インターネットサービスの企 画、開発、運営、コンサルティング 並びにサービスの提供。</p> <p style="text-align: center;">(19) アプリケーションソフトウェ アの企画・開発・販売及び保守・点 検。</p> <p style="text-align: center;">(20) (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">3 <u>当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監 査役の員数を欠くこととなる場合に 備えて、株主総会において補欠監査 役を選任することができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る 決議が効力を有する期間は、当該決 議後 4 年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時株主総 会の開始の時までとする。</u></p>
---	--

<p>(監査役の任期)</p> <p>第 30 条 (条文省略)</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>
--	--

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

平成 30 年 11 月 29 日

定款変更の効力発生日

平成 30 年 11 月 29 日

2. 剰余金の配当について

(1) 配当の内容

	決定額	直近の配当予想 (平成 30 年 10 月 10 日)	前期実績 (平成 29 年 8 月期)
基準日	平成 30 年 8 月 31 日	同左	平成 29 年 8 月 31 日
1 株あたり配当金	6 円 00 銭	6 円 00 銭	5 円 00 銭
配当金の総額	27 百万円	—	21 百万円
効力発生日	平成 30 年 11 月 30 日	—	平成 29 年 11 月 30 日
配当原資	利益剰余金	—	利益剰余金

(2) 理由

平成 30 年 10 月 10 日付で開示しました「配当予想の修正(増配)に関するお知らせ」のとおり、平成 30 年 8 月期通期の業績予想値と実績値において、営業利益が上回ったことを踏まえ、1 株当たり 6 円 00 銭といたします。

以上